

総行行第213号
令和3年6月23日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市契約担当局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

競争入札参加資格審査申請における国税関係納税証明書等の取扱いについて (通知)

新型コロナウイルス感染症等の影響による地方公共団体の入札・契約に当たっての留意事項については、「新型コロナウイルス感染症等の影響による入札・契約の執行に当たっての留意事項について (通知)」(令和2年5月28日付け総行行第139号・総税企第76号 各都道府県会計管理者等あて総務省自治行政局行政課長・総務省自治税務局企画課長通知。以下「令和2年度通知」という。)により周知しているところですが、国税に係る納税証明書の様式変更及び電子納税証明書の導入について、国税庁徴収部管理運営課長から別添のとおり通知がありましたので、令和2年度通知で周知している事項に加えて下記事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請等に関する事務の処理に当たり適切に対応願います。

また、都道府県にあつては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してこの旨を周知願います。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 国税に係る納税証明書の様式変更について

令和3年7月から、国税について電子納税証明書の導入されるとともに、納税証明書の様式変更が行われる予定であるので、競争入札参加資格審査申請において申請者に対して国税に係る納税証明書の提出を求めている場合にあつては、競争入札参加資格審査申請に係る審査にお

いて適切に対応されたい。

2 国税に係る電子納税証明書の導入について

国税に係る電子納税証明書は窓口による交付を要することなく利用者が入手することができるものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等として有効なものと考えられるため、申請者に対して国税に係る納税証明書を求める場合にあっては、電子納税証明書によることを申請者に促す等、適切に対応されたい。

総務省 自治行政局 行政課長 殿

国税庁 徴収部 管理運営課長

納税証明書の様式変更及び新たな電子納税証明書 の周知について（依頼）

税務行政につきまして平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方公共団体におかれましては、入札参加資格を得ようとする方に対し、国税の納税証明書の提出を求める場合があると存じておりますが、令和 3 年 7 月から、新たな電子納税証明書（PDF ファイル）の導入に伴い、税務署窓口で発行する書面の納税証明書を含めて、納税証明書のデザインを変更いたします（別添 1）。

新たな電子納税証明書（PDF ファイル）は、自宅等のプリンターから印刷可能となっており、少ない手数料負担で、何枚でも印刷して使用できるなど、納税者にとって利便性が高いものとなっております（別添 2）。

また、税務署窓口へ出向くことなく請求から受取までの手続きができるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながるものと考えておりますので、利用拡大にご協力いただきたく、以下の 3 点について地方公共団体に対し周知いただけるようお願い申し上げます。

【周知を依頼したい事項】

- 1 納税証明書のデザイン変更（税務署窓口発行分を含みます）^{（※1）}
- 2 証明内容は国税庁ホームページで確認することも可能^{（※2）}
- 3 入札参加手続時等における申請者への電子納税証明書（PDF ファイル）の案内・利用勧奨^{（※3）}

※1 複数の偽造防止技術を組み合わせることにより、納税者が書面印刷しても真正性を確保できるものとなっております。

※2 納税証明書の QR コードには暗号化した証明内容を格納しておりますので、納税証明書の提出先において、国税庁ホームページの「納税証明書確認コーナー」（令和 3 年 7 月公開）を利用して、証明内容の検証を行うことも可能となります。なお、書面で提出された納税証明書の確認に当たっては、スキャナで画像データに変換する必要があります。

※3 国税局及び税務署から、地方公共団体における税務関係や入札契約関係の担当部署へ同趣旨の依頼をさせていただくことがございますので、ご承知おき願います。

令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります



新デザイン (A4サイズ)

納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 東京都千代田区墨田3丁目1-1
氏 名(名 稱) 国税 太郎

税 目	申告所得税	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
		申告額	更正・決定後の額			
年度及び区分						
令和1年 分						
本税		¥	¥	¥		
令和2年 分						
本税		¥	¥	¥		
		以	下	金	白	

(備 考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

番 号(証明) 第 000001 号
上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇税務署長
財務事務所 〇〇 〇〇
署長印

旧デザイン (A4サイズ)

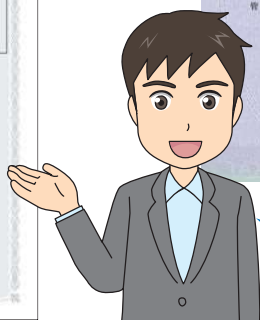
納税証明書
(その1 納税額等証明書)

住 所(所在地) 千葉県船橋市地町1丁目1-6
氏 名(名 稱) 国税商事 株式会社
代 表 者 代表取締役 国税 太郎

年度及び区分	納付すべき税額	納付済額	未納税額	法定納期限等
(旧)平成29年1月1日 (新)平成30年12月31日 本税				
(旧)平成30年1月1日 (新)平成30年12月31日 本税				
	以	下	金	白

(備 考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

番 号(証明) 第 〇 号
61000000



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書のQRコードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> →



ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

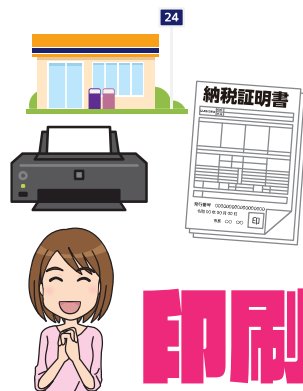
②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDFファイル)は、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

